

厚生労働省

○経済産業省令第一号

環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百五十七号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第三条第一項第三号の規定に基づき、新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣 細川 律夫

経済産業大臣 海江田万里

環境大臣 松本 龍

新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域を定める省令の一部を改正する省令

新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域を定める省令（平成

厚生労働省

十六年経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。
環境省

「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改める。

附 則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。